

役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉会（以下「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、別表1のとおり報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に実施に関し、必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

別表1 役員の報酬

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉会（以下「この法人」という。）の定款第8条の規定に基づき評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別に定める〈旅費規程〉に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。